

(公 印 省 略)

令和4年7月6日

町 民 各 位
事業主の方々へ

草津町長 黒 岩 信 忠

草津町生活支援商品券事業の実施について(お知らせ)

草津町では新型コロナウイルス感染症対策について、ワクチン接種や事業所支援、お弁当配食事業などを継続して実施しています。また、昨年度は草津温泉プレミアム商品券事業なども実施し、町民や町内事業所の皆様方の支援について、出来る限りの対策を講じてきました。

国内においても規制や制限の緩和策などが示されてきているところではありますが、コロナ禍による様々な影響はまだまだ不透明な状況にあると言えます。

特に、食品等の物価高騰の影響が著しい状況にあることから、このたび、草津町としては、町民生活の支援を行うことと、町内経済の活性化を図ることを目的として、町民を対象に「草津町生活支援商品券事業」を実施します。

つきましては以下により、生活支援商品券のご案内をいたしますのでどうぞご利用下さい。

記

◎草津町生活支援商品券事業

草津町生活支援商品券事業(以下、「応援商品券という。’)の推進にあたっては、地域経済の活性化についても同時に図るため、昨年行った草津温泉プレミアム商品券事業と同様、2万円分の商品券を1万円で販売し、町内の取扱事業所で使用できるものとします。

(裏面記載あり)

① 生活支援商品券の概要について(町民の方へ)

- (1) 名 称：草津町生活支援商品券事業
- (2) 実 施 主 体：草津町 (担当課：住民課・観光課)
- (3) 対 象 者：草津町民 (令和4年4月1日現在で、草津町の住民基本台帳に登録されている者。以降、転入者については本事業実施期間中の異動であれば対象とします。)
- (4) 販 売 額：2万円の応援商品券を1万円で販売します。
- (5) 購 入 可 能 数：町民一人当たり1セットとし、世帯単位での購入を原則とします
(商品券の額面は1枚あたり1,000円。20枚で1セット) ※世帯員の人数分を購入いただけます。
- (6) 取 扱 事 業 所：登録された町内事業所 (町観光課や商工会で確認できます)
- (7) 利用可能期間：令和4年7月19日～令和5年1月31日までの期間

② 生活支援商品券の購入方法について(町民の方へ)

- (1) 商品券販売先：草津町商工会 (町から委託)
- (2) 販 売 方 法： 住民基本台帳に基づき町 (住民課) から各世帯に郵送された通知書と「草津町生活支援商品券購入申込書 (様式第1号)」に必要事項を記入し、販売委託先である「草津町商工会」へ購入料金を添えて提出してください。この際、身分証明書 (免許証や保険証等) の提示により本人確認を行います。
- (3) 販 売 期 間：**令和4年7月19日 (火) ～29日 (金) の期間で土日は除く。**
時間帯は草津町商工会にて、午前10時～正午までと、午後1時～午後3時まで。
※販売にあたりお待たせする時間を極力なくすため、硬貨での購入はご遠慮ください。

③ 生活支援商品券の換金について(事業主の方々へ)

- (1) 換金の手続き：取扱事業所の換金は、口座振込により行うので、取扱事業者は、草津町商工会において使用済商品券 (裏面に取扱事業者を記入) を提出して下さい。
- (2) 換金受付期間：令和4年8月1日～令和5年2月15日まで
(草津町商工会において 午前9時～正午まで 午後1時～午後5時まで)

問い合わせ先:担当課:草津町役場 住民課 0279-88-7192
観光課 0279-88-7188

(裏面記載あり)